平成２２年（フ）第１８３８号
京都市中京区西ノ京西中合町36番地、前住所京都市右京区西院西貝川町53番地の２
債務者　寺西千恵子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９９０号
大阪府高槻市幸町２－８－100、住民票上の住所奈良県大和高田市北本町５番31－206号
債務者　岡田　光博
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１７号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見1887番地
債務者　丸瀬　利春
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　泰成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
熊本県球磨郡球磨村大字三ケ浦乙1269番地
債務者　大無田悦子（旧姓石坂）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１８４５号
大阪府高石市千代田６丁目７番17号
債務者　横瀬　　覺
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
兵庫県西脇市西田町395番地
債務者　萩原みゆき
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３号
熊本県球磨郡球磨村大字渡丙637番地
債務者　岡　　明子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑田　啓悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第５０９号
金沢市高尾南２丁目36番地１、従前の住所金沢市鳴和台345番地
債務者　紙谷　昌男
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮西　　香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３７４号
神奈川県藤沢市弥勒寺２丁目１番６－402号
債務者　山本　美紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　信生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４６５号
秋田県潟上市天王字羽立北野１番地187
債務者　三浦とよ子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９３号
長野県中野市大字吉田720番地１　丸栄荘８号
債務者　小林　　均
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
長野県中野市大字吉田720番地１　丸栄荘８号
債務者　小林　龍一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
長野市真島町真島1378番地３　雇用促進住宅１－105号、前住所長野県飯山市大字照里2918番地２
債務者　青木　　章
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１９号
長野県千曲市上山田温泉２丁目27番地１
債務者　荻窪　幸二
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３０９号
長野県木曽郡木曽町新開1500番地２
債務者　田下　雪乃
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４８３号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目12番23号　ヨークベル仁川北マンション305
債務者　種田　慎司
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１９号
兵庫県養父市上野794番地
債務者　小山眞由美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係